

至誠館大学運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は至誠館大学の管理運営に関する重要事項を審議することを目的とする至誠館大学運営会議（以下「運営会議」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 運営会議の構成員は次のとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教務部長
- (5) 学生部長
- (6) 入試部長
- (7) 附属図書館長
- (8) 情報教育センター長
- (9) 東京キャンパス長
- (10) 大学事務局長
- (11) 東京キャンパス事務長
- (12) 大学担当理事
- (13) 学長が指名する者

2 運営会議は、次の事項について審議し、学長の決定に資する。

- (1) 教育支援に関する事項
- (2) 学生支援に関する事項
- (3) 自己点検・評価に関する事項
- (4) ハラスメント防止に関する事項
- (5) 危機管理に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 教員の任免、昇任に伴う教育研究業績の審査に関する事項
- (8) 理事長から学長に諮問された事項
- (9) その他大学の管理運営に関する事項

3 運営会議は、第2項各号に関する規程及びこれに準ずるものの制定並びに改廃についても教授会の議を経て審議し、学長の決定に資する。

ただし、法人に関係する事項については、運営会議の議を経て理事会に諮るものとする。

(任期)

第3条 構成員の任期は、前条第1項第1号から第12号に掲げる者は、その職を退く

までとし、第13号に掲げる者は、その指名を解かれるまでとする。

(議長)

第4条 学長は、運営会議を招集し、議長となる。

2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した構成員がその職務を代行する。

(構成員以外の出席)

第5条 議長は、必要に応じ運営会議の承認を得て、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(定足数)

第6条 運営会議は構成員の過半数に出席により成立する。

(議事及び議決)

第7条 運営会議の議事は出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事及び運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

制定 平成31年3月19日(制定)

現行の「学校法人萩至誠館至誠館大学部長等会議規則」は、この規程の施行をもって廃止する。

改正 令和2年4月1日(第1回改正)

令和4年8月1日(第2回改正)